

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の
一部を改正する条例(案)概要

1 第3種特定自転車駐車場の新設

時間を単位として利用する「第3種特定自転車駐車場」を新設するとともに、同駐車場の利用等について定める。

使用料は、1台につき24時間までごとに300円の範囲内で規則で定める額とする。

2 施行期日

本年10月1日

3 条例施行規則で定める予定事項

使用料

区 分	使 用 料 の 額
2 時間以内の利用	無料
2 時間を超える利用	最初の2時間を除き、1時間までごとに100円

名称及び設置場所

名 称	設 置 場 所
錦糸町駅四ツ目通り路上自転車駐車場	東京都墨田区錦糸一丁目2番先
両国駅国技館通り路上自転車駐車場	東京都墨田区横網一丁目3番先